議案第21号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)の一部改正に伴い、児童の安全確保に係る計画策定及び自動車を運行する場合における児童の所在確認の義務並びに感染症や非常災害の発生時において早期に業務再開を図るための計画策定に係る努力義務を定めるほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26年羽曳野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、 前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第 13 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 14 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を 定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 7 条の 2 の規定 の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなけ れば」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」 と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とす る。 旧

第7条 省略

第7条 省略

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所でとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、 安全計画について周知するとともに、前項の研 修及び訓練を定期的に実施しなければならな い。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全 の確保に関して保護者との連携が図られるよ う、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内 容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全 計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の 変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用 者の事業所外での活動、取組等のための移動そ の他の利用者の移動のために自動車を運行する ときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼そ の他の利用者の所在を確実に把握することがで きる方法により、利用者の所在を確認しなけれ ばならない。
- 第8条~第13条 省略 (業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課 後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災 害の発生時において、利用者に対する支援の提 供を継続的に実施するための、及び非常時の体 制で早期の業務再開を図るための計画(以下こ の条において「業務継続計画」という。)を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講 第8条~第13条 省略

- 3 -

ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めな ければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務 継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等)

第14条 1 省略

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 省略 以下省略

(衛生管理等)

第14条 1 省略

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健 全育成事業所において感染症又は食中毒が発生 し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ず</u> るよう努めなければならない。
- 3 省略 以下省略